様式第２号

◇個人データの漏えい等事案の報告書様式（ＳＡＲＣ宛）

　令和　　年　　月　　日（注１）

一般財団法人放送セキュリティセンター　御中

事業者名　　　　　　　　　　　　　　（注２）

代表者名

担当部署

業種

担当者

所在地

連絡先（TEL：　　　　　　　　　　）

認定個人情報保護団体への加入有　　　(注３)

団体名：（一財）放送セキュリティセンター

個人データの漏えい等事案の報告について

|  |  |
| --- | --- |
| ①報告種別 | □新規報告　　□続報（前回報告：　　　年　　月　　日） |
| ②事案の概要※発覚に至る経緯を含む | 発覚日：　　年　　月　　日　　　発生日：　　年　　月　　日（注４） |
| ③発生事実 | □漏えい　　□漏えいのおそれ（□滅失　□毀損（注５）） |
| ④漏えい、滅失又は毀損した情報の内容 | 媒体：□紙　□電子媒体　□その他（　　　　　　　　）種類：□放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン第３条第２号に規定の（　　　　　）に該当（注６）□従業員情報　□その他（　　　　　）視聴履歴：　□有　　□無　　　　項目：□氏名　□生年月日　□性別　□住所　□電話番号□クレジットカード情報　□加工方法　□メールアドレス□パスワード　□その他（　　　　　　　　） |
| ⑤漏えい、滅失又は毀損した情報に係る本人の数 | （　　　　　　　　）人（注７） |
| ⑥発生原因 | 主体：□事業者　□委託先　□不明原因：□不正アクセス　□誤交付　□誤送付（メール含む）　□誤廃棄　　□紛失　　□盗難　　□従業員不正　□その他（　　　　　　　　）詳細：　　　 |
| ⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合はその内容） |  |
| ⑧公表（予定） | 【事案の公表】　□　あり（予定も含む。）　公表（予定）　年　月　日　□　なし　　　　　□　未定【公表方法（注８）】　□　ＨＰに掲載　　□　記者会見　　□　記者クラブ等への資料配布　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑨本人への対応等 | （注９） |
| ⑩再発防止策等 |  |
| ⑪その他 | （注10） |

**注意事項** : **適宜参考資料を添付してください。（公表文や公表予定の場合の文案を含む）**

**前回報告から記載を変更した箇所には、下線を引いてください。**

**各項目について、更なる調査又は検討が必要とされ、その結果が出るまでさらに時間がかかる場合等具体的な記載が困難な部分については、「調査中」又は「検討中」と記載の上、当該調査又は検討の必要性及び当該調査又は検討の結果が出る予定時期を記載してください。**

以下については記載例もご参照ください。

（注１）報告年月日を記載

（注２）法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名を記載

（注３）複数の認定個人情報保護団体に加盟している場合は、加盟している団体すべてを記載

（注４）発生日、発生場所、発覚日時、発見者、発覚に至る経緯についても記載。なお、漏えいに係る場合については、当該漏えい先等の範囲を記載

（注５）「漏えいのおそれ」を選択した場合のみ選択

（注６）放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）第３条第２号に規定する「放送受信者等」である場合については、同号イからホ（下記**参考**参照）、「放送受信者等」以外の場合については、その他の個人情報の本人の属性を記載（従業員情報を選択かその他に記載・複数記載可）、また、漏えい等した情報の内容に視聴履歴が含まれるかどうか（有・無）を選択

（注７）報告する時点で把握した数を記載

（注８）【事案の公表】において、「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載

（注９）本人への連絡の有無及び対応内容を記載

（注１０）行為者の処分等の社内対応や刑事処分等その他の対応の措置をした場合には、その対応模様についても記載、また⑧公表（予定）【事案の公表】において、「なし」を選択した場合は、その理由を記載

**（参考）放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）抜粋**

第３条第２号　放送受信者等 次に掲げる者をいう。

イ 放送の受信に関する契約を締結する者

ロ 放送番組を視聴する者

ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

例：電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、双方向サービスやテレビショッピングサービスの利用者等

ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金又は代金を支払う者

例：ＮＨＫの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払が求められる代金の支払を行う者等

ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

例：プラットフォーム事業を行う者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービスの提供事業者などの事業者が、放送の受信・視聴の提供、それに関する契約の締結、サービス提供のための登録を行わせるために行った勧誘の対象者等

**＊報告の際は、赤字部分はすべて削除してください。**